

平成 27 年度第 3 回愛媛県宇摩圏域地域医療ビジョン調整会議の開催結果

- 1 会議の名称 平成 27 年度第 3 回愛媛県宇摩圏域地域医療ビジョン調整会議
- 2 開催日時 平成 27 年 12 月 11 日（金曜日）午後 7 時から午後 8 時 15 分まで
- 3 開催場所 四国中央市保健センター 1 階 集団指導検診室
- 4 出席者 委員 12 名（うち 2 名代理出席）、随行者 2 名、アドバイザー 5 名、事務局 4 名【合計 23 名】

5 議 題

- (1) 宇摩圏域における将来あるべき医療提供体制を実現するための施策（案）について
- (2) 必要病床数推計の都道府県間調整について〔県医療対策課〕
- (3) その他
 - ・松山圏域からの区域調整協議について（報告）

6 内 容（全部公開）

議題（1）

宇摩圏域における将来あるべき医療提供体制を実現するための施策(案)について、別添資料 1 により、目的、現状、課題及び施策の方向について説明を行った。

課題及び施策の方向については、主に、医療機能の分化、医療と介護の連携、在宅医療、医療従事者の確保等について記載している。

また、後日各委員からの要望等を追加し、内容を整理の上、年内に県へ提出する。なお、今後の修正等については議長一任とすることで、各委員からの同意を得た。

(委員の主な意見)

○現状については、2013 年のデータ等に基づき記載されているが、病床再編によって、2015 年では医師の数等も含めて大きく状況は変わってきている。最新の状況も補足して現状に盛り込むべきではないか。

○国で一律に同じデータを使って推計すると決められた以上、2013 年のデータを持って現状とするのはやむを得ないことであり、まずまず妥当な状況を記載しているのではないかと思う。

○医療需要は、日々変化している。目標値は時点で見直す必要があるのではないか。(事務局)

○目標値となる 2025 年における医療需要は、省令等に基づいて推計したものであり、国においても変更するつもりはないと聞いている。

議題（2）

香川県から、地域医療構想策定における患者流出入を踏まえた必要病床数推計の県間調整の協議を受けて、県庁医療対策課が別添資料により説明を行った。

都道府県間の調整方法は、平成 27 年 9 月 18 日付けの厚生労働省医政局地域医療計画課長通知により定められており、ポイントは次の 4 つである。

- ① 都道府県間の流出入は患者住所地を基本にすること。
- ② 都道府県間の流出入のうち 10 人/日未満の医療需要は、調整対象外として医療機関所在地に自動計算すること。
- ③ 医療需要を検討する中で、医療機関所在地を採用したい場合（他の都道府県からの流入を見込みたい場合）は、その流入元の都道府県に対して「その県から流入している医療需要を算入したい旨」の協議を持ちかけること。
- ④ 協議の持ちかけがあった場合、都道府県間でお互いの整備計画等について協議し、医療需要の調整を行うこととしているが、平成 27 年 12 月末までに協議が整わなかった場合は、医療機関所在地により医療需要を算定することになる。

そして、今回、調整方法の 3 つ目のポイントのところ、香川県から協議があった。（別添資料参照。）

<協議内容>

- ・厚生労働省の推計ツールでは、2025 年において宇摩圏域から香川県の三豊圏域に、高度急性期で 10 人/日、急性期で 31 人/日、回復期で 18 人/日の流出があると推計されている。

香川県から、この 3 つの流出は、香川県の医療需要に算入したいと協議依頼があった。

このうち高度急性期については、前回の当調整会議において医療機関所在地の医療需要を採用する旨を御了解いただいております、愛媛県と香川県の考えが一致している。

しかし、急性期と回復期については、地域完結型を目指し、患者住所地を採用するとした当圏域と、香川県の考えとは異なる。

この急性期 31 人/日と、回復期 18 人/日を、どちらの県の医療需要とするかということが今回の協議の焦点となる。

本県としては、香川県に対し、地域完結を目指したい意向を伝え、協議を進めていきたいと考えているが、御意見があればお伺いしたい。

なお、最終的には国の調整方法に従うことになるので、その点に関しては御了承いただきたい。

協議結果については、改めて事務局を通じてお知らせする。

(委員の主な意見)

- 宇摩圏域としては、地域完結を目指しており、県として香川県に対して、その旨を主張して欲しい。
- 国の調整方法に則って 12 月中に協議がまとまらなければ、自動的に香川県の要望どおりになってしまうのであれば、あまり議論の余地はないと理解している。

議題3 その他

松山圏域からの区域間調整協議について、別添資料2より、これまでの経緯と今後の予定を説明した。

平成27年11月26日に松山圏域地域医療ビジョン調整会議から文書による協議があった。内容としては、松山圏域は、すべての機能について医療機関所在地の医療需要を採用し、宇摩圏域から松山圏域への流出は、すべて松山圏域の医療需要に算入したい旨の内容であった。

当調整会議としては、第2回宇摩圏域地域医療ビジョン調整会議の場において、各委員には、県の調整方針に基づく医療需要及び必要病床数とすることを御了解いただいていることから、松山圏域の調整案には同意できない旨を回答したところ。

しかし、松山圏域から、再度、各圏域の代表者による直接協議の場を設けて欲しいとの要望が医療対策課にあったことから、12月23日に協議が行われることとなった。

については、当圏域から白石議長、坂副議長、保健所長及び事務局職員が出席する。

なお、協議結果については、委員の皆様にご報告させていただきます。

(委員の主な意見)

○宇摩圏域としては、県の調整方針に基づいた医療需要を採用していることから、再度、同意できないとして協議に対応することで、委員全員が合意した。

7 傍聴者 なし。 ※マスコミ取材あり。(愛媛新聞宇摩支社)